

6 評価実施事業者の皆様の声

6. 1 評価実施事業者に対するアンケート調査集計結果

国土交通省では、運輸安全マネジメント制度をより適切に推進するために、評価実施事業者に対し評価終了後にアンケート調査を実施し、郵送で運輸安全政策審議官あて回答をいただいています。

事業者の皆様のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後、運輸安全マネジメント制度の更なる改善のための参考として参ります。

・アンケートの要領：

アンケート方式は、運輸安全調査官が実施した評価の実施状況などに関するアンケート20項目に対して、「1（非常に適切である）」、「2（概ね適切である）」、「3（適切である）」、「4（やや不適切である）」、「5（非常に不適切である）」という5段階から、評価実施事業者が回答するものです。（後述の「8. 4 運輸安全マネジメント評価に関するアンケート調査票（サンプル）」の項を参照願います。）

・対象事業者：

平成20年9月から平成21年8月までの間に運輸安全調査官が運輸安全マネジメント評価を実施した140社

・回収数（率）：103社（74%）

本アンケート調査の結果概要は以下のとおりです。なお、本アンケート各設問の詳細結果については、後述の「8. 5 運輸安全マネジメント評価に関するアンケート集計結果一覧」の項を参照願います。

（1）評価の準備について

評価準備に関する各設問については、「非常によく理解できた」などの肯定的な回答が9割程度ありました。

一方、「やや理解できなかった」などの否定的な回答も若干見受けられることから、今後とも事業者の皆様の運輸安全マネジメント評価に対する理解をより深めていただくため、事前説明、事前手続き等を適時・適切に行うよう措置することとしています。

（2）評価の負担について

① 評価日程や時間帯については、「非常に適切」、「やや適切」との回答が9割程度ありました。

一方、「どちらともいえない」「やや不適切」との回答が1割あ

ることから、各被評価事業者の業務状況等を勘案し、極力、事業者の皆様のご負担にならないような日程・時間帯を計画し、評価を実施することとしています。

- ② 評価を行った当省職員の人数については、「適切である」との回答が7割強ある一方、「やや多い」との回答が3割弱ありました。

これは、従来から運輸安全調査官が実施する評価の場合、評価チームは3名を基本としていますが、事業形態や時間構成の関係、また、運輸安全調査官の評価状況のチェックや力量の向上のため、事前に調整した上で幹部を含めた職員が評価に参加又は立会う場合もありますので、この点、ご理解いただければと考えております。

- ③ 評価でのインタビューに係る事業者の業務負担については、「非常に大きい」「やや大きい」との回答が、3割弱ありました。

今後、インタビュー内容の重点化を図るなど、今まで以上に適切かつ効率的なインタビューを実施することとしています。

(3) 評価の実施について

評価を行った職員の評価の状況や評価結果については、全設問ともに「非常によく理解できた」などの肯定的な回答が9割以上ありました。

今後とも、国土交通省では、評価を実施する職員の評価に係る力量の向上を図り、各事業者の皆様にとって、より充実した評価が実施できるよう努めることとしています。

(4) 制度導入後の変化について

運輸安全マネジメント制度導入以降の安全に関する意識の変化の有無については、「安全」を「十分意識するようになった」「概ね意識するようになった」との回答が9割以上ありました。

運輸安全マネジメント制度の安全確保のための有効性については、「非常に有効である」「やや有効である」との回答が9割以上ありました。

さらに、制度導入後の安全に係る取組みの変化、改善、充実した点の有無については、「ある」との回答が9割以上ありました。

なお、安全に係る取組みの変化、改善、充実した点の主な事例としては、以下のような回答がありました。

- ・ 経営トップのコミットメントにより、トップの現場巡回が頻繁になり、会議体の創設・活用により、社内の縦・横のコミュニケーションが活性化するとともに、現場の良い取組みや課題を見出すようになった。
- ・ 本社経営管理部門から現場まで、安全重点施策の内容を理解し、その達成に向け努力するようになった。

- ・ 輸送障害等が発生した場合、従前より幅広い原因分析が行われ、複数の対策が取られるようになった。
- ・ 事故の再発防止策を検討する際、責任追及ではなく、原因究明を進めるようになった。
- ・ 輸送の安全に関するPDCAサイクルのCAの取組みを構築し、運用するようになった。
- ・ 内部監査を実施することにより、今まで気付かなかった不具合、改善点を見いだすことができるようになった。
- ・ 安全管理の体系化・文書化・記録化が促進した。

(5) 運輸安全セミナーの要望について

国土交通省では、平成20年8月から、事業者の安全担当者を対象とした少人数の運輸安全セミナー（ガイドライン解説、内部監査等）を実施していますが、当該セミナーの参加希望について、「参加したい」、「テーマに限定して参加したい」との回答が8～9割程度ありました。

また、参加したいセミナーの内容としては、以下の要望がありました。

- ・ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用方策に関するセミナー
- ・ 内部監査に関するセミナー
- ・ 安全管理全般（他社事例を含む）に関するセミナー
- ・ 経営陣に対する運輸安全マネジメント制度のコンセプト理解に関するセミナー
- ・ コンプライアンスの遵守に関するセミナー
- ・ 安全文化レベルの測定に関するセミナー
- ・ 事故対応訓練の手法等に関するセミナー
- ・ 見直し（マネジメント・レビュー）に関するセミナー
- ・ 地方でのセミナー開催

今後とも、事業者の皆様のニーズ・要望を踏まえ、継続的に運輸安全セミナーを開催するなど、事業者の皆様の安全に関する取組みの支援活動を展開していくこととしています。

6. 2 評価に対する意見・要望等

「安全管理規程に係る評価に関するアンケート」の自由記入欄を通じて、事業者の皆様から様々な意見・要望等をいただきました。主な意見・要望等は以下のとおりです。

今後、国土交通省では、事業者の皆様からいただいたこれらの意見・要望等を踏まえつつ、評価手法等の見直し・改善を含め、運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図ることとしています。

(1) 運輸安全マネジメント制度全般について

- ① 運輸安全マネジメントは継続が重要であるが、マンネリ化防止のための方策があれば、広く教示して欲しい。
- ② 国において、事故やヒヤリ・ハット情報を収集・分類・整理・分析・評価といった輸送の安全に関するリスク管理の取組み手法に関する調査研究・開発を進めるとともに、かかる優良事例の公表を更に進めてほしい。
- ③ 運行管理規程、乗務員指導要領などの諸規程と運輸安全マネジメント制度のガイドラインが求めている文書類を整理して欲しい。
- ④ 自動車業界全体が社会から信頼を得るため、全事業者に対する運輸安全マネジメント制度の適用（安全管理規程の作成・届出、評価の実施など）について検討してほしい。
- ⑤ I S M制度との整合性を図ることを要望する。
- ⑥ 航空局の実施する安全監査と重複部分が多く、評価の実施間隔を含め検討を要望する。
- ⑦ 運輸安全マネジメント制度を専門的に取り組んでいる部署以外の部署、現場の一人一人にまで浸透させることができるよう、概念も分かりやすく説明した資料を作成して欲しい。

(2) 運輸安全マネジメント評価のやり方等について

- ① これまでの各事業者の評価を踏まえた事業者ごとの評価の目的を明確にしていただき、さらに、各事業者の各々の特色や風土を十分理解のうえ、よりわかりやすい評価の実施をお願いします。
- ② 社長及び安全統括管理者に安全管理規程のガイドラインの14項目についてのどの項目をインタビューするのか明確にして欲しい。
- ③ クロージングミーティング前に当該ミーティング準備（評価報告書事前説明・コピー等）の時間を確保してほしい。
- ④ クロージングミーティングの時間を長くし、他社・他モードの優良事例の紹介や事業者とのフリートーク・意見交換の機会を設けてほしい。

(3) その他運輸安全行政について

- ① 内航船員の高齢化が進むなか船員確保ならびに育成が喫緊の課題となっており、船員教育機関の存続、充実について、関係省庁縦断で対応をお願いしたい。
- ② 公営交通企業や大手民鉄の人事体制上の実態を踏まえ、安全統括管理者等の法定管理者の要件の見直しを図ってほしい。
- ③ 安全統括管理者、運転管理者の資格要件の年数を緩和して欲しい。
- ④ 安全設備投資に対する助成措置の施策を推進してほしい。